

(仮称)富谷町成田二期北環境影響評価方法書についての意見
の概要及び関係町意見

1 意見の概要

環境影響評価条例第8条第1項の規定に基づき、事業者に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は無かった。

2 関係町意見について

環境影響評価条例第9条の規定に基づく、意見の概要及び当該意見に対する事業者の見解が送付されたので、環境影響評価条例第10条第1項の規定に基づき知事意見を述べるに当たり、関係町に意見聴取したところ、関係町の意見は下記のとおりであった。

富谷町	<p>1) 土地利用計画(P9他)について 誘致企業が確定していないなどの理由から土地利用の不確定部分が多数あるが、関係機関と協議を進め、準備書には出来るだけ明確な土地利用計画を記載すべきである。</p> <p>2) 環境影響評価の項目の選定(P121~)について 誘致企業は確定していないが、現在導入を予定している「高度電子機械産業(P3)」を前提に「環境影響評価の項目の選定理由(P124)」において項目を選定して環境影響評価を実施すべきである。 「大気環境(P124)」については、工事中の影響だけを検討するのではなく、供用後の事業関係車両の影響も検討対象として環境影響評価を実施すべきである。</p> <p>3) 訂正事項 「図-3.2.5.1 環境保全について配慮が特に必要な施設(P103)」の中の「4 保育所ちびっこランド富谷園」、「24 富谷町福祉健康センター」の位置が違っている。 「図-3.2.7.1 自然公園等区域(P108)」の中の「県民の森緑地環境保全地域」の区域が違っている。 「図-3.2.8.1.2 埋蔵文化財の分布状況(P114)」の中の「4 兵六館跡」の区域の一方が記載されていない。 P119の「(1) 景観」の中の「成田せせらぎ緑道」は、周辺住宅と同じ標高にあることから、眺望点にはならないのではないかと。 「表-4.5(2) 調査、予測及び評価手法(供用後)(P140, P141)」の中の「調査の手法」、「調査地点」、「予測地域・地点」の地点数が「3点」と「4点」とあるのは間違いではないかと。</p>
-----	---

